

抜き打ち検査実施フロー

請負者

工事担当課

検査担当

【検査対象】
原則、請負金額500万円以上の工事すべてで実施

※ 工事担当課、契約者には事前通知しない

検査日の決定

抜き打ち検査の実施 ※監督員の立会いを必要としない
抜き打ち検査チェックリストを参考に検査を実施

工事担当課へ通知

検査結果報告書の作成

=是正事項があった場合の措置=

③是正事項の改善

②工事担当課へ通知

※是正指示
(工事打合せ簿により文書で指示)

①抜き打ち検査結果報告書

④是正事項の確認

※工事打合せ簿により是正措置の報告

⑤工事打合せ簿の写しを提出

抜き打ち検査 完了

【注意】

現場代理人又は契約者及び主任(監理)技術者が不在の場合は、検査を中止し再度実施する。
検査実施工事の選定については、対象工事の概ね50%を目途に選定する。
是正の確認については、必要に応じて現地を確認すること。
是正事項が多数生じた場合には、必要に応じて再度検査を実施する。